

平成31年1月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成31年1月10日(木)午後14時05分から午後15時20分まで

2 開催場所 大山町保健福祉センターなわ

3 出席委員 (30人)

会長 15番 米澤 誠一

農業委員 1番 高塚 光春 8番 日野 浩一

2番 小谷 恵 9番 田中 好道

3番 前田 繁昌 10番 川上 英章

4番 田中 喬 11番 江原 宏昭

5番 岡田 龍男 12番 遠藤 幸子

6番 高虫 秀樹 13番 山下 一郎

7番 尾古 礼隆 14番 岸本 耕二

推進委員 1番 黒見 憲治 9番 入江 英之

2番 渡邊 博文 10番 佐伯 守

3番 大西 繁 11番 大場 兵輔

4番 藤井 元之 12番 加藤 久和

5番 林原 春男 13番 野口 稔

6番 鳥橋 千廣 14番 杉谷 幸秀

7番 荒松 将志 15番 山根 操

8番 岩波 宏承

4 議事録署名委員の決定 (10番 川上 英章、11番 江原 宏昭)

5 遅刻委員(1名)(推委13番 野口 稔)

6 会務報告(別紙)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

11 会議の概要

事務局

皆さん、明けましておめでとうございます。只今から、平成31年1月に
おきます、大山町農業委員会の定例会を始めさせていただきます。

最初に、議長の方からご挨拶をお願いいたします。

議長

明けましておめでとうございます。新年を迎えてですが、今年度ずっと考
えておったわけですが、そろそろ皆が慣れたことだし、大きな課題よりかは、
やはり大山町に合った地域の農業委員会の政策というのを考えていくのが一
番良いんじゃないかなと。だいたい勉強されてですね、ほぼ農業委員会とは
どういうところかなということが、1年半以上過ぎたわけですし、農地部と農
政部も交代したというかたちでございますが、今年度はですね地域に合った
一つの農業委員会の、大山町の農業委員会としての良さ、地域さを考えた農
業委員会っていうものを真剣に考えていってほしいなというのが、あと残さ
れた期間の私達の仕事じゃないかなということで、勉強して大きな課題をで
すね、協議するよりかは、やはり地域に合った政策というものを真剣に考えて
いかないと、皆さんに理解してもらえるような農業委員会としては難しいの
かなと考えとるようなことございまして、色んな意見があると思いますけ
ども、やはり地域に合った、地域で本当に問題になっていることを真剣に皆
で話し合っていくのが一番大事なところかなと思っておりますので、皆さんと共
にですね、あと残された期間があるわけですが、これからは本気になっ
てやっていかないけんじゃないかなと思っておりますので、一つ皆さんで一緒
になってですね、協力しながらやっていきたいと思っておりますので、開会に
あたっての挨拶に代えさせていただきます。

議長

では、議事録署名委員の方ですが、10番さん、11番さん、よろしくお
願いいたします。

今日は欠席がないはずですが、農業委員としては全員おられますので、こ
の会は成立しとるという中で、推進委員の方が1名遅れとるというようなか
たちになっておりますが、会が出来ますということになっておりますので、
よろしくをお願いいたします。

議長
事務局

それでは、事務局の方から会務報告をよろしくをお願いいたします。

【会務報告】

- (12月 5日) ・鳥取県農業委員会特別研修会について。
- (12月 7日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (12月10日) ・12月委員会案件現地調査について。
・12月定例農業委員会、町長との意見交換会について。
- (12月13日) ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律等に
関するブロック説明会について。

- (12月17日) ・大山町農業再生協議会幹事会について。
- (12月21日) ・大山町農業再生協議会総会について。
- (12月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

議長 それでは議案のほうに入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
す。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号1番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人が〇〇市〇〇〇△丁目△番△△号、□□□□さん、譲受人が〇〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※円と伺っております。

これにつきましては、農地法第3条2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 現地確認に行かれました。番号1番を推進委員の3番さん、よろしくお願いいたします。

推委3番委員 本日の午前中にですね、農委2番委員さん、推委14番委員さん、事務局2名、計5名で現地のほうに行っていました。報告をいたします。

現地は圃場整備地であり、適切に管理してありました。いつでも耕作できる状態にあります。以上です。

議長 質問がありましたら、質問をお願いいたします。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第2号、非農地証明願について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号1番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇〇△△△△-△△△外1筆、申請人が〇〇〇△番地△、●●●●さん、事由といたしましては△△△△-△△△につきましては、平成元年頃より灌木や雑草等が繁茂し原野化していることにより。もう1筆の〇〇〇〇〇〇〇〇△△△△-△△△△につきましては、平成元年頃より植林し山林化していることにより。位置図は右の3ページ目に付けております。以上です。

議長 それでは、現地確認のご説明を推進委員の3番さん、よろしくお願いいたします。

推委3番委員 報告します。まず最初に△△△△-△△△番についてですが、現地は農振地域ではなく、周囲は山林に囲まれておりました日当たりが悪く、また東側に水が流れておりました水捌けが悪いと思います。それと、委員さんによります現地パトロールでも非農地化が妥当という見方がなされているようです。

続きまして△△△△-△△△△番について報告します。現地は△△△△-△△△番に隣接しています。植林して20数年は経過しているとみられる檜木の山林となっています。以上です。ご審議の方、よろしく願いいたします。

議長 ご説明がございましたが、これについて何か質問がある方は。

(沈黙)

質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えております。

議長 今、ご説明がございましたが何かご質問がありましたら。何かご質問がありますか。

(農委8番委員、挙手あり)

はい、どうぞ。農委8番さん。

農委8番委員 8番です。内容が書いてあるのと書いてないのがあるんですが、これは記入漏れでしょうか。例えば7ページに書いてないのがあるんですけど、内容が。

議長 これについて、事務局、何かありますかいいね。

事務局 具体的に言いますと、7ページのどこの。

農委8番委員 内容。

事務局 内容。

農委8番委員 設定する利用権(D)の内容というのがあるんですが。7ページ、8ページ、9ページですね。

事務局 7ページからですね、ずっと8ページ、9ページとあるんですけど、これは担い手育成機構への貸し出す分の利用権設定ですので、中間管理ですので、それからまた耕作者に貸し出すのもので何を作るかっていうのは、中間管理で機構が相手ですのでちょっと分からないので載せてない。で、議案

9条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上でございます。

議長

ご説明がございました。何かご質問がありましたら。

(沈黙)

質問がないようですので、番号2番、番号7番、番号8番、これを除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたしました。

それでは番号2番の、農業委員の6番さん、(議事参与の制限の為、退室を)よろしくをお願いいたします。

(農委6番委員、退室)

番号2番の件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委6番委員、入室)

番号7番の、農委8番委員さん、(議事参与の制限の為)退席をお願いいたします。

(農委8番委員、退室)

番号7番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委8番委員、入室)

番号8番について、農委7番さん、(議事参与の制限の為)退席をお願いいたします。

(農委7番委員、退室)

番号8番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。どうも、ありがとうございます。

(農委7番委員、入室)

議長

報告に入りますので、ページは30ページでございますので、賃貸借の解約については後で見えておいて下さい。よろしくをお願いいたします。

その他について、何かご質問がございましたら。

(農委13番委員、挙手)

はい、13番さん、どうぞ。

農委13番委員

13番です。ちょっと議案の書き方の関係なんですけども、議案

第4号について、権利を設定する農用地について、説明では何件何件ということ、2筆なり3筆のところを件数扱いで1件、2件と説明をされましたし、実際にはこっちにも書いてあるんですけども、利用権設定の時には1筆2筆と。筆のほうがりっくりする感じがするんですけども、議案第4号のほうについては、全て何件何件という表示がしてあるわけですけども、これは何か、筆を表しているのに1件2件っていうようなかたちにとれるんですけども、その辺の違いというのは何かあるんでしょうか。ただ、様式がこうなるとるけん、こういうかたち。

議長 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ご意見ありがとうございました。おっしゃいましたように、筆というような表現のほうがなじむのかなと私自身も思いましたが、様式自体が件というような扱いになっておりまして、ちょっと変更できるかどうかというところも分からない部分もあるもんですから、ちょっとそこを確認させていただいて、もし件ということに意味合いがあるのであれば、そのことも次回、確認させてもらって報告させてもらえたらと思います。よろしくお願ひします。ご意見ありがとうございました。

議長 なら、13番さん、いいんでしょうかいな。

農委13番委員 はい。

議長 はい、分かりました。

その他、他にございませんでしょうか。

(沈黙)

議長 なければ、大きなその他に入りたいと思います。

定例会の日程についてですが、2月の8日、金曜日、午後3時、中山環境改善センターで行うと、これまでどおりのかたちに戻るわけですが、これについて何かございましたら。

(沈黙)

ないようですので、これでいきますのでよろしくお願ひいたします。間違えないように、中山環境改善センターでございます。

議長 事務局の方から、2番、3番、4番について、まとめてご説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。まずは、すみません。議案には載ってないんですけども、ちょっと私が年末は体調不良により役員会で諮るつमりの件が2件ございまして、それについてちょっとご報告をさせていただきます。

(推委13番委員、14時41分着席)

【その他】

・勧告対象農地の取り扱いについて。

